（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　介護給付費等単位数表第1の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準	二　介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改	(二)　当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改

(二)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、六三〇単位
(三)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（一）に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
a　区分六に該当する者　一二、四一〇単位
b　区分五に該当する者　八、五五〇単位
c　区分四に該当する者　六、二七〇単位
(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
(一)　区分六に該当する者　九、八九〇単位
(二)　区分五に該当する者　六、〇七〇単位
(三)　区分四に該当する者　三、八三〇単位
(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（2）から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一四、六七〇単位
(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　四、〇二〇単位
ロ～ニ　（略）

(二)　介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの　三、五五〇単位
(三)　介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの（一）に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
a　区分六に該当する者　一二、一五〇単位
b　区分五に該当する者　八、三七〇単位
c　区分四に該当する者　六、一四〇単位
(8)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（2）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
(一)　区分六に該当する者　九、六九〇単位
(二)　区分五に該当する者　五、九四〇単位
(三)　区分四に該当する者　三、七五〇単位
(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（2）から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数
(一)　(二)に掲げる者以外のもの　一三、八七〇単位
(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　三、八〇〇単位
ロ～ニ　（略）